

令和8年度（2026年度）熊本県天草地域二地域居住推進 コンソーシアム事務局運営業務委託 実施要領

1 事業の目的

県内において二地域居住の推進を図るため、県内の先行モデル地域として、天草地域の管内市町と連携し、受け入れ態勢の構築や地域資源の磨き上げに関する実証を行うとともに、地域内外の移動手段の利便性向上や利用者の負担軽減、交流拠点の機能強化、これらを結ぶ道路整備の必要性等を検討し、ソフト・ハード両面の取組み項目をまとめた二地域居住推進のためのロードマップ（実施計画）を策定する。

これにより、地域内の生活の利便性向上を図り、都市部からの来訪促進だけでなく、地域住民と二地域居住者との交流も促進することで、都市生活だけでは体現できない魅力的な暮らしができる地域づくりを目指す。

2 事業の概要

（1）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（2）本業務の内容

別添「令和8年度（2026年度）熊本県天草地域二地域居住推進コンソーシアム事務局運営業務委託仕様書」のとおりとする。

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

（4）委託金額の上限

21,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

うち 15,000千円：中長期的な課題解決に向けた調査・検討 6,000千円：先導的な取組の実証

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 事業スケジュール（予定）

令和8年（2026年）4月28日（火）	公募開始
令和8年（2026年）5月 1日（金）まで	質問受付期間
令和8年（2026年）5月 8日（金）	参加表明書提出期限
令和8年（2026年）5月15日（金）	企画提案書提出期限
令和8年（2026年）5月21日（木）	審査会実施（プレゼンテーション審査）
令和8年（2026年）5月下旬	委託先決定・契約締結・事業開始
令和9年（2027年）2月26日（金）まで	業務完了報告書提出

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 地域振興課
移住定住推進班 担当：渡邊
電話：096-333-2155
E-mail:watanabe-y-w@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による連合体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

6 受託者の選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式とする。
応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。
- (2) 契約の方法
本事業の契約方法は、公募型プロポーザルにより選定した最も優れた企画を提案した業者と契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、随意契約とする。
また、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき単独見積とする。

7 応募手続き

- (1) 参加表明書等の提出
プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」とする。）を提出すること。
 - ①提出書類
 - ア 参加表明書（別紙様式1）
 - イ 添付書類
 - ・企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式2）
 - ・会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式3）
 - ②問い合わせ先及び提出先
「4 担当部局」に同じ
 - ③提出部数
1部
 - ④提出期限
令和8年（2026年）5月 8日（金）必着
※電子メールで送信すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

⑤参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

①質問方法

質問は、質問書（別紙様式4）により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

②質問受付

「4 担当部局」に同じ

③質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）5月1日（金）までとする。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下「企画提案書等」とする。）を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（別紙様式5）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式任意）

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内（別紙様式4は除く）にまとめること。

ウ 事業者の取組みに関する申出書（別紙様式6）

※必要な書類を添付すること

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出部数

ア及びイ 正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

なお、参考見積書。経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ 1部

④提出期限

令和8年（2026年）5月15日（金）必着

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

⑤企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

8 審査の実施

(1) 書類審査の実施

企画提案書等提出者が5者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（4者上限）を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

①開催日程

ア 日時

令和8年（2026年）5月21日（木）

※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所

熊本県庁

※場所の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分（最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後残りの15分で審査員による質疑）を予定。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。

なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、告示日（令和8年（2026年）4月28日（火））とする。

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各10点)	仕様書に示された事業目的を正確に理解しているか	60点
	二地域居住推進に関する課題の認識が適切で、天草地域の特性を踏まえた提案となっているか	
	協議会及び分科会の運営や住民ニーズの把握方法が具体的に実現性があるものとなっているか	
	交通ルート設計や利用促進策、子育て世帯やフィールドワーク等の中長期滞在プログラムの検討内容や検討・検証の手法が適切なものとなっているか	
	モニタープログラムの実施方法が地域特性を踏まえ、効果検証方法も適切なやり方となっているか	
	ロードマップの策定に向けた検討・検証の内容や手法が明確で、実現可能性が高いものとなっているか	
業務遂行能力 (各10点)	業務を実施するための体制は十分なものか	30点
	業務の実施スケジュールは適切か	
	過去に類似業務を受託した実績（特に天草地域）があるか	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な積算となっているか	5点
	熊本県ブライト企業の認定を受けているか	
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）又は協力雇用主登録制度の登録があるか	

事業者の取組 (各 1 点)	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション 21 の認証、RE100 の参加、再エネ 100 宣言 RE Action の参加又は森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか	5 点
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか	
	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか	
合 計		100 点

イ 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から 5 日以内を目途に書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

9 契約

受託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第 77 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第 78 条各号に該当する場合は、この限りではない。

11 その他留意事項

(1) 提出書類等に関する事項

①提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。

②参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出に係る費用は参加者の負担とする。

③提出された参加表明書及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しない。

④提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。

⑤参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、審査結果の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届(別紙様式 7)を提出すること。

(2) 県は、受託候補者の決定後、契約締結までに間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。

(3) 参加者が 1 者の場合は、全ての審査員が合計得点を 60 点以上と評価した場合に選定する。